

議事日程第6号

令和4年6月28日(火)

第1 継続審査事件の承認

第2 議案上程(議案第47号から第50号まで及び請願第2号)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

---

本日の会議に付した事件

第1及び第2は議事日程に同じ

第3 議会案上程(議会案第1号から第4号まで)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第4 継続審査事件の承認

第5 議員派遣の件

---

出席議員(15人)

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	12番 太田穰	13番 三浦利通
14番 小野肇	15番 田井博之	16番 小松穂積

---

欠席議員(1人)

11番 笹川圭光

---

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
主席主査	中川祐司
主事	菅原優美

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅原 広二	副 市 長	佐藤 博
教 育 長	鈴木 雅彦	監 査 委 員	鈴木 誠
理 事	佐藤 透	総務企画部長	八端 隆公
市民福祉部長	伊藤 徹	観光文化スポーツ部長	佐藤 雅博
産業建設部長	田村 力	企 業 局 長	佐藤 孝悦
企画政策課長	杉本 一也	総 務 課 長	湊 智志
財 政 課 長	鈴木 健	税 務 課 長	佐藤 静代
福 祉 課 長	高桑 淳	生活環境課長	佐藤 淳
観 光 課 長	長谷部 達也	農林水産課長	鎌田 重美
病院事務局長	三浦 大成	会 計 管 理 者	平塚 敦子
教育総務課長	村井 千鶴子	学 校 教 育 課 長	笹 渕 美穂
農委事務局長	船木 聖徳	監 査 事 務 局 長	目黒 一人
企業局管理課長	畠山 隆之	ガス上下水道課長	三浦 昇
選管事務局長	(総務課長併任)		

午後 2時00分 開 議

○議長（小松穂積） これより本日の会議を開きます。

笹川圭光議員から欠席の届出があります。

---

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第6号をもって進めます。

---

日程第1 継続審査事件の承認

○議長（小松穂積） 日程第1、継続審査事件の承認を議題といたします。

請願第1号人口急減地域特定地域づくり推進法に基づく特定地域づくり事業協同組合の男鹿市内への早期設立の促進及び若者の安定雇用の場の創出に係る請願書は、総務委員長から、会議規則第110条の規定により、なお審査を要するため、審査が終了するまで、閉会中の継続審査にいたしたいとの申出があります。

本件については、総務委員長からの申出のとおり、審査が終了するまで、閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、請願第1号については、総務委員長からの申出のとおり、審査が終了するまで、閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

日程第2 議案第47号から第50号まで及び請願第2号を一括上程

○議長（小松穂積） 日程第2、議案第47号から第50号まで及び請願第2号を一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。9番畠山富勝委員長

【総務委員長 畠山富勝 登壇】

○総務委員長（畠山富勝） 総務委員会に付託になりました議案第47号について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第47号男鹿市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適

用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正により、同法、同施行令を引用する条例に項ずれが生じたことから、条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。10番進藤優子委員長

【教育厚生委員長 進藤優子 登壇】

○教育厚生委員長（進藤優子） 教育厚生委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

議案第48号男鹿市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、教育効果の向上を図るため、潟西中学校を男鹿東中学校へ統合することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、一つとして、委員より、これまで保護者や地域の方へ説明会や話し合いの場を設けてきたのか。との質疑があり、当局から、本年3月5日に、保護者や地域の方等どなたでも参加できる説明会を開催し、様々な意見を伺った。との答弁がありました。

さらに委員より、統合に対して保護者や地域の方々の意思統一は図られているのか。との質疑があり、当局から、3月5日に開催した説明会の中では、統合に反対する意見はなかった。地域の方からは寂しくなるという声があったものの、統合に向けてどのようにしていくのが子供たちにとって一番良いのかということが話し合われた。との答弁がありました。

二つとして、委員より、統合準備を進める上で、保護者や地域の方々に対する情報の伝え方についての質疑があり、当局から、これまで開催してきた意見交換や説明会の記録を配布し、意見等に対し速やかに対応している。今後も情報は全て公開し、丁寧に進めてまいりたい。との答弁がありました。

三つとして、委員より、統合となる学校規模の基準について質疑があり、当局か

ら、小学校、中学校、共にクラス替えが可能な1学年複数学級となる状況が理想であるが、現在クラス替えができるのは、小学校では船越小学校、中学校では男鹿東中学校のみである。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。3番鈴木元章委員長

【産業建設委員長 鈴木元章 登壇】

○産業建設委員長（鈴木元章） 産業建設委員会に付託になりました請願について、審査の経過と結果を御報告いたします。

請願第2号「水田活用の直接支払交付金の見直しについての請願」であります。

本請願は、政府が令和4年度からの見直しを発表した「水田活用の直接支払交付金」について、実施されれば経営が成り立たなくなり、転作作物の生産をやめる農家や耕作放棄地が増えてしまうことなど、農家や地域への影響は計り知れないことから、「水田活用の直接支払交付金」の見直しは行わないよう、議会として採択の上、意思表示していただきたいというものであります。

本請願について、一つとして、委員より、これまで国が転作を推進し、コメ余りだということで一生懸命生産調整に協力し、転作作物に取り組んできたのにもかかわらず、今後5年以内に水張りを行う必要があると言われても、農家は対応できるはずがない。別の形でも交付金は支給するなど、制度の見直しをしてもらわなければならないと考える。との意見がありました。

二つとして、委員より、政府が発表した見直しの中止を求める願意であり、その実現は国の権限に属することから、採択された場合は政府関係機関に対する意見書も送付すべきと考える。との意見がありました。

三つとして、委員より、交付金の要件を厳格化することに関しては、県も農家の経営に及ぼす影響が大きいとして政府に見直しを求める方針を示しており、また、農業団体と共に要望活動もしていくとしている。さらには、制度の見直しが本県に与える影響を調査するとしており、採択すべきと考える。との意見がありました。

以上の審査経過により、本請願については願意妥当と認め、採択すべきものと決

し、さらには、「水田活用の直接支払交付金の見直しについての意見書」を政府関係機関に提出すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番小野肇委員長

【予算特別委員長 小野肇 登壇】

○予算特別委員長（小野肇） 予算特別委員会に付託されました議案第49号令和4年度男鹿市一般会計補正予算（第3号）及び議案第50号令和4年度男鹿市一般会計補正予算（第4号）の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、去る17日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行いました。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみ御報告申し上げます。

第1点として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分についてであります。

一つとして、このたび10事業が措置されているが、実施を検討したが仕分けされた事業の有無や、まだまだ市内事業者などへの支援は必要と思われるが、対策の基本的な考えについて。

二つとして、原油価格・物価高騰対策の今後の支援対象業種の拡大について。

三つとして、戦争の影響に係る、市が国県の支援策を受けて実施する事業等について、おおむねコロナの影響と同様の経済対策はやっていかなければならないと思われるが、今後の支援を行う場合の考え方の違いについて。

四つとして、実施する各事業における想定される対象者・事業所などへの周知、対象者の設定など、事業制度設計の経緯などについて。

第2点として、今後の肥料・飼料高騰対策等について、本市における肥料・飼料高騰対策事業の示される時期について。また、将来的に農家が所得を確保できるような支援策として、肥料の高騰対策も施策事業を考え抜いて実施することについて。

第3点として、新型コロナウイルス感染症への対応事業について、補正予算で実施する生活者支援、事業者支援等の各事業における事業制度設計の経緯及び内容について。また、現在、市で実施している事業者緊急支援金についての概要、考え方、周知

を図ることや、感染状況が落ち着いてきた中で、ウイズコロナ、アフターコロナとして今後の観光事業などの推進の考え方について。

第4点として、船越小学校大規模改修の実施設計業務における、現在の道路、樹木などの整備や、改修計画に含まれていないグラウンドの整備について。また、船越保育園の利活用による十分なスペースの確保などの、放課後児童クラブの在り方について。

第5点として、冷凍加工自動販売可能性調査の目的、販売するもの、調査の内容及び調査後の方向性や、また、自動販売機設置場所の考え方について。

第6点として、地域振興公社が管理する、今後、譲渡または廃止としている温泉施設の取組みや考え方及び営業を維持していくことの方向性の検討について。また、今後、施設の先行きが不透明な中、WAOの天井改修工事等に多額の費用をかける必要性について。

第7点として、コミュニティ助成事業助成金の具体的な内容と、助成を決定した町内会選定の経緯について。

第8点として、本市の観光遊覧船について、国内で起こった事故の影響と、現在の運行状況、今後の展望、また、運行の安全性の確保について。

第9点として、学校統合の取組と、児童生徒のスクールバス通学時間の具体的な活用について。

第10点として、社会状況の変化も鑑みて、市の現状を捉えた農業振興ビジョンを作成する考えについて。

第11点として、ウクライナからの避難に対して、秋田県内の他自治体での受入れ・支援等の報道もあるが、本市の支援等の検討及び対応の状況について。

第12点として、他市町村の若い漁師たちが試験的に始めた養殖サーモンの取組が新聞に掲載されていたが、本市においても、意欲のある若い人たちが養殖に取り組む仕掛けを行う考えについて。などの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったものであります。

本委員会においては、なお、詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査したものであります。

各分科会とも、全ての審査を終了しましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会

委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第49号及び第50号については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（小松穂積） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

4番安田議員

○4番（安田健次郎議員） 教育厚生委員会の報告で、委員長に若干コメントを求めたいと思います。

今、3点にわたっての報告いただいたわけけれども、この間議論したようにね、3月5日にやった説明会の部分、この中であんまり反対意見もなかったようだという、ただ残念なのは寂しくなったという、今、報告ですよ。確かに、その後に私この間も言ったように、6人ほどに面会したんだけど、反対される要因ではないと思う。もう統合ありきの問題でね、やむを得ないという方の声が圧倒的だったんですね。で、まあそれはその人の自由だからあれだけれどもね、説明会を1回やっただけでね、この統合の大問題が決着つくような感じの進行状況っていうのは、ちょっと否めないなと思うんですね。もう少しやっぱり時間をかけて検討すべきという意見がなかったのかどうか、まず一つ聞いておきたいと思います。

二つ目のね、委員長の報告としてよ、統合の条例が決まってから、統合のこれから、いろんな準備とかね、それから情報などの取扱いについては、これからだっていう報告なされたよね。だとすると、やっぱり統合ありきで、後々の課題についてはこれから検討していくっていうんだと、やっぱり統合ありきじゃないかなっていう感じがするんですね。この点については、その後の再質問みたいなのがなかったのかどうか、ちょっと確認しておきたいと思います。

もう一つは、あの、何だ、ちょっと聞き取れなかったから省略しますが、肝心の学力向上と子供に対する負担、それから地域の在り方などについては、幾らかでも質問などはあったものでしょうか、確認しておきたいと思います。

以上です。

○議長（小松穂積） 教育厚生委員長

○教育厚生委員長（進藤優子） 時間をかけて説明をやっぱり意識というような意見が



あったのか、なかったのかということでございましたけれども、今後、潟西中学校の統合準備委員会というものを設置して、6月から、そちらを進めていくというようなお話はございましたけれども、時間をかけて説明という、そういった形の部分ではなかったと記憶しております。

これからについての、再質問といった部分でありますけれども、様々質問等はございましたけれども、反対といたしますか、学校、まずこれから子供たちの未来に向けて、教育効果の向上という部分も含めて、前に進んでいくというような部分のお話はございましたけれども、教育効果の向上という部分で、これまで北中、南中が統合した部分にも触れて、子供たちがたくさんになったことによって、いろんなことで子供たちの学習向上であったりとか、活気であったりとか、そういったものが見られるというような御報告はございました。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。

○4番（安田健次郎議員） 終わります。

○議長（小松穂積） 4番安田健次郎議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。4番安田健次郎議員

【4番 安田健次郎議員 登壇】

○4番（安田健次郎議員） 私からは、議案第48号男鹿市立学校設置条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をさせていただきたいと思っております。

今、教育厚生委員長に質問しましたところ、具体的な中身については、あんまりまだ議論なされていなかったようでありまして、多少残念でありますけれども、まず、初めに提案理由の中身、議案書、議案の中に入っておりますけれども、教育効果の向上を図るため、潟西中学校を男鹿東中学校へ統合するという提案理由であります。具体的には、説明資料によると、これ説明しているっていう参考資料なんですけどね、一定の集団規模の確保で多様な考え方に触れることができるし、切磋琢磨することで資質や能力を伸ばすというようにうたっています。それから、教職員が多いのできめ細か

な指導ができる。さらには、部活動が増えるので活動の幅が広がるなどの説明をしているようでもあります。これが主な理由の付録の要点であります。

で、私は、その点では三つの観点から議論したいと思いますが、一つは、小規模校であっても十分、今までも、これからも、この間申し上げましたように、山形でも岩手でも、小規模校を大事にするという気風からしても、切磋琢磨というのは小規模校でも十分あり得るといふふうに私は思います。集団の中で、仲間と多様な考え方や資質や能力を伸ばすことができるのではないかと、集団ということ、大きければ、でも、じゃあ、小規模校だとそういう資質だとか、そういう能力とか伸びないかという点については、私は異議があると思います。いわゆる学力向上のみだけで、この統合の第一理由には、私はならない、当たらないというふうに思います。

二つ目です。再三、通学時間が気になって、議論の段階では50分とみているようであります。で、この50分の子供に対する負荷っていうのは、私は非常に大変なものだといふふうに考えています。

今、通常、瀧西中学校の場合、自転車通学してはいますが、朝四、五人で「おはようございます」ということで、帰りも何人かで「さよなら」とか「御苦労さん」とかやっています。あの風景から見てもね、子供が通学する時間でも非常に和やかだといえますかね、古風な考え方かもしれないけども、非常にコンセンサスというか、友達との話合いがなされながら、いろんな情報なり、感情なりを養っているのではないかと私は思うんです。そういう点で、通学時間がバスの中で50分というこの時間というのは、私は、例えば現在、東中に通ってる子供方から見ると、非常にハンディがある。で、これも教育長の答弁だと、これから車内の中でのロスを埋めるための手立てを、これから考えると言ってますね。どう考えて、どう対策とるのかまだ分かりませんが、これも、本来であれば、そういうところをもっと具体的にね、こういう形でそのロスを埋めることができると思うという提案があっただけなんです。そういう点が二つ目です。

それからもう一つね、保護者の時間も大変なんですよ。3月5日の説明会の中身があるわけだけども、保護者の中ではね、やっぱり制服だとかいろいろあるわけだけどもね、まあバスの安全運転だとかね、冬の問題だとか、それから故障した場合、こういういろんな、事故っていうわけじゃない、この書き方でいけば事故の問題だけ

れども、通常学校に通う場合の、いわゆる保護者の負担、これも大きいのではないかという声があります。この点についてはどうなのかという点で、二つ目の通学時間の50分に関わる子供の負担、負荷と、それから父兄、保護者の学校に関わる時間のロスが多いということです。

それから三つ目です。地域の連携を保つと。コミュニティ、ここも本当に羅列してありますけれども、非常に抽象的です。で、社会に開かれた教育過程の中で、地域を生かし、地域を学び、地域に貢献する、地域と学ぶとか。何やるのかよく分からないわけけれども、これも本当はね、できれば私方に提案する以上、コミュニティの活動はこういうふうにやりたいと思ってるというものをやっぱり明示すべきじゃないかなという、そこまでいって賛否両論いろいろやったけれども、こういう方向であれば統合がやむなしというのであれば、私も賛成したいんですけども、今の申し上げました三つの観点からいってもね、一つ目は教育効果、二つ目は子供の負担、保護者の負担、三つ目はコミュニティの問題、この三つについて私は異議がありますので、本議案については、どうしても同調できかねますので、反対討論といたします。議員各位の御賛同を心からお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、10番進藤優子議員の発言を許します。10番進藤議員

【10番 進藤優子議員 登壇】

○10番（進藤優子議員） 議案第48号男鹿市立学校設置条例の一部を改正する条例について、原案賛成の立場から討論をいたします。

現状において、さらには今後、生徒数の減少等によって、従前のように総合的かつ効果的な教育環境の構築が容易に図られない状況になってきております。また、地域の関係者、特に保護者の方々とも話し合い、協議を経て、このような結論に至ったと理解しております。

以上の理由も踏まえ、男鹿市の未来ある子供たちの教育効果の向上のため、原案に賛成するものであります。

どうか議員の皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（小松穂積） 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、ただいま討論がありました議案第48号男鹿市立学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は、起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松穂積） 起立多数であります。よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号及び第49号並びに第50号を一括して採決いたします。本3件に対する各委員長の報告は可決であります。本3件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号及び第49号並びに第50号は、原案のとおり可決されました。

次に、請願第2号について採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、請願第2号は、原案のとおり採択されました。

---

#### 日程追加の件

○議長（小松穂積） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第1号から第4号までが提出されました。この際、本4件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本4件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

---

### 日程第3 議案第1号から第4号までを一括上程

○議長（小松穂積） 日程第3、議案第1号から第4号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

---

#### 【職員朗読】

議案第1号 水田活用の直接支払交付金の見直しについての意見書

議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書

議案第3号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書

議案第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書

---

○議長（小松穂積） お諮りいたします。本4件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本4件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第1号から第4号までを一括して採決いたします。本4件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から第4号までについては、原案のとおり可決されました。

---

## 水田活用の直接支払交付金の見直しについての意見書

コロナ禍の長期化で農畜産物の需要が減少し、農畜水産物価格が低迷しています。とりわけ2021年産米の生産者価格は大暴落しました。

大暴落した原因は、コロナ禍という未曾有の災忌の下で生まれた過剰在庫の隔離を政府が拒否し続けたことにあります。過剰在庫の市場隔離、食料支援の実施などを求める声が大きく広がる中、政府は「15万トン特別枠」による市場隔離を行うこととなりましたが不十分と言わなければなりません。

一方、政府は2021年産米の生産調整追加分6.7万ヘクタールをほぼ達成したにもかかわらず、2022年産米でも5万ヘクタールの主食用米削減計画を打ち出すとともに、水田活用の直接支払交付金を見直す方針を明らかにしています。

その内容は、畔や水路があっても5年間、一度も水稻の作付けが行われない水田を交付対象から除外する、多年生牧草への交付金を現在の10アール当たり3.5万円から1万円に大幅に減額すること、飼料用米の複数年加算（10アール当たり1.2万円）を廃止することなどです。

長年、生産調整へ協力し、転作作物の生産拡大に取り組んでいる農家に対する、重大な裏切りであると言わざるを得ません。

ここ数年、麦・大豆・なたね・そばなどの戦略作物の価格暴落は深刻です。輸入飼料の安定供給も危ぶまれています。こうした中で交付金がカット・削減されれば営農が根底から危ぶまれ、定着させてきた転作が困難になることは明らかです。その結果、離農が加速され、地域経済にも重大な影響をもたらすこととなります。

地域農業を維持し、食料自給率向上を確実に高めるためには交付金の削減ではなく、施策の充実と予算の拡充が求められます。

政府におかれましては、水田活用の直接支払交付金の見直しを中止し、食料自給率が低い畑作物などへの支払額の増額を行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和4年6月28日

秋田県男鹿市議会

内閣総理大臣 岸田文雄 殿  
農林水産大臣 金子原二郎 殿

---

### 地方財政の充実・強化を求める意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。それをもち増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

以上をふまえ、下記事項につきまして地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

### 記

1. 社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化にむけた取り組みや、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援

など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しない、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置をはかること。また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については2022年度をもって終了するとともに、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については持続可能な地域社会の維持・発展にむけて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。
6. 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
8. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化にむけ、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。



10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

令和4年6月28日

秋田県男鹿市議会

議長 小松 穂 積

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
総務大臣	金子恭之	殿
厚生労働大臣	後藤茂之	殿
内閣府特命担当大臣（地方創生担当）		
	野田聖子	殿
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）		
	山際大志郎	殿

---

### 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書

令和3年12月1日施行の労働安全衛生規則等の改正は、男性用と女性用とに分ける大原則は維持しつつも、同時に働く労働者が常時10人以下であれば共用1個でよいとされ、更に独立個室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数反映させるともされた。

この動きは、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいても独立個室型のトイレで足りるとの設計を助長し、更には男女共用型のトイレで足りるとする傾向を成立・加速させる可能性がある。

しかし、女性トイレは、性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多く

の悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性達が血と涙を流して闘い、設置されてきたものである。女性トイレで、個室に引きずりこまれての性暴力被害、個室での盗撮や盗聴被害の増加、さらに使用済みの生理用品を見られたり、持ち出されたりする事件は後を絶たない。特に、警戒心が薄く抵抗する力のない女兒や、障害のある女性が性暴力被害に遭いやすい傾向にある。

したがって、事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」を今後とも崩さず、また女性トイレはすべからく維持しかつ女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとることは極めて重要である。

以上をふまえ、下記事項について地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 記

1. 厚生労働省は、労働安全衛生規則第628条及び事務所衛生基準規則第17条所定の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれをくずさないようにされたい。
2. 国（内閣府）は、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからく維持し、またこれらトイレにおいて、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとられたい。

令和4年6月28日

秋田県男鹿市議会

議長 小松 穂 積

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

厚生労働大臣 後藤茂之 殿

## 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられているものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

萩生田前文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策にともない新たな業務も発生しています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

こうした観点から、2023年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

### 記

1. 子どもたちの教育環境改善及び教職員の働き方改革のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。また、中学校・高等学校における35人学級を実施すること。
2. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、十分な加配措置を行うこと。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかり、地方財政を確保するため、義務教育費国庫負担割合を引き上げること。

令和4年6月28日

秋田県男鹿市議会

議長 小松 穂 積

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
文部科学大臣	末松信介	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
総務大臣	金子恭之	殿

---

#### 日程追加の件

○議長（小松穂積） 次に、お諮りいたします。継続審査事件の承認を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 日程第4 継続審査事件の承認

○議長（小松穂積） 日程第4、継続審査事件の承認を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第110条の規定により、所管事項の調査について、行政調査が終了するまで、閉会中の継続審査にいたしたいとの申出があります。各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申出の所管事項の調査は、行政調査が終了するまで、閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

#### 日程追加の件

○議長（小松穂積） 次に、お諮りいたします。御配付いたしております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とす

ることに決しました。

---

#### 日程第5 議員派遣の件

○議長（小松穂積） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第166条の規定により、御配付いたしておりますとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、御配付いたしておりますとおり、議員を派遣することに決しました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて6月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

---

午後 2時38分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 小 松 穂 積

議 員 鈴 木 元 章

議 員 安 田 健 次 郎